

令和8年度

酒田工業用水道
送配水設備排泥その他業務委託

仕 様 書

山 形 県 企 業 局

第1章 総括事項

第1節 一般事項

1 仕様書の適用

この仕様書は、山形県企業局酒田電気水道事務所発注の「令和8年度 酒田工業用水道送配水設備排泥その他業務委託」に適用する。

2 委託業務名

令和8年度 酒田工業用水道 送配水設備排泥その他業務委託

3 委託業務概要

酒田工業用水道の送配水設備における、排泥作業及びその他の業務を行う。

4 業務場所

- (1) 酒田市東泉町 地内(東泉ポンプ場)
- (2) 酒田市北千日堂前 地内(松陵配水池)
- (3) 酒田市宮海 地内(林内ポンプ場)
- (4) 酒田市東泉町 地内外(その他送配水管路箇所)

5 履行期間

自 令和 年 月 日(契約の日)
至 令和9年1月29日

6 委託業務範囲

本仕様書は、業務の大要を記載するものであり、記載のない事項であっても業務完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。

7 法令等の遵守

業務の施行にあたり、受注者は、労働安全衛生法等関係法令を遵守しなければならない。

8 保証

保証に関する事項は、業務委託契約書に記載のとおりとする。

9 疑義の解釈

- (1) この仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は、企業局の解釈による。
- (2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符合しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

第2節 業務施行

1 作業用資材

業務施行上必要な資材、工具、消耗品等は、全て受注者にて準備しなければならない。

2 仮設備

作業に必要な仮設備は受注者の責任において設置しなければならない。

3 施行計画書

受注者は、契約後速やかに施行実施に必要な業務計画書を担当職員に提出しなければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 実施工程表
- (3) 業務方法
- (4) 業務管理
- (5) 緊急時の体制
- (6) 安全管理
- (7) 仮設備計画
- (8) 環境対策
- (9) その他

4 施行管理

受注者は、作業名簿、作業日報等の業務管理記録を担当職員に提出しなければならない。

5 夜間における作業

作業の都合上、夜間作業を必要とするときは、あらかじめ担当職員と協議しなければならない。

6 他工事との協調

同一場所において別の工事等が施工されている場合は、互いに協調して円滑な施行を図らなければならない。

第3節 現場における注意事項

1 事故防止

- (1) 受注者は、常に業務の安全に留意して作業を行い、事故防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、業務施行中、交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう十分な措置をしなければならない。
- (3) 業務箇所及びその周辺にある地上、地下の施設構造物に対しては、業務施行に伴い支障を及ぼさないよう関係者と協議のうえ、必要な処置をしなければならない。
- (4) 火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合は、関係法令の定めるところに従い、その保管及び取扱いについて、万全の方策を講じなければならない。
- (5) 作業現場が危険なため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、その区域に、適当な柵を設けるとともに、立入禁止の標識をし、夜間は適当な照明を施さなければならない。

2 安全管理

- (1) 受注者は、作業の安全確保に努め、次の事項に留意しなければならない。
- (2) 現場代理人は作業中の作業者の行動及び作業現場の状況を常に把握し作業を安全に遂行すること。
- (3) 現場代理人は、作業の前日までに作業の時間、手順、作業範囲、接地箇所、危険防止措置など具体的事項について担当職員と打ち合わせること。
- (4) 作業者には作業に適した被服、防護具を着用させ、危険の防止を図ること。

3 整理・整頓

受注者は、業務施行中、交通及び保安上の支障とならないよう資材、工具等を使用のつど整理・整頓しておかなければならない。

4 既設備損傷時の修復

業務施行中、誤って他の既設工作物を損傷させた場合は、担当職員に速やかに報告するとともにその指示により早急に修復しなければならない。

第4節 提出書類

1 一般事項

- (1) 受注者は、次項の書類等を担当職員に提出すること。
- (2) 様式、提出先、提出期限及び部数は次項及び担当職員の指示によること。
- (3) これに伴う費用は、受注者の負担とする。

2 品目、様式、提出期限及び部数

No	品目	様式	提出先	提出期限	部数
1	業務計画書	任意	担当職員	契約後速やかに	2
2	工程表	第2号	企業管理者	契約後 14 日以内	2
3	作業員名簿	任意	担当職員	各作業ごと 作業日の前日まで	2
4	作業日報	任意	担当職員	各作業ごと 作業日の翌日	1
5	業務完了報告書	請負契約約款 第 10 号相当	企業管理者	作業終了後速やかに	2
6	業務写真	A4綴	企業管理者	各作業ごと 作業終了後速やかに	1
7	打合せ議事録	任意	担当職員	打合せ後速やかに	2
8	その他必要な書類	任意			

第2章 委託内容

1 加圧ポンプ井排泥作業

- (1) 作業内容:東泉ポンプ場内の加圧ポンプ井に堆積している汚泥を、天日乾燥床へ排泥を行う。
- (2) 対象床面積:約547m²
- (3) 実施時期:9月頃の予定(年1回) ※詳細は打ち合わせによる
- (4) 作業方法:作業前に天日乾燥床排水枡部分に角落しと防水用ビニールを取り付ける。
 - ア 潜水士1人が加圧ポンプ井内に入り、ホース操作にてサンドポンプで天日乾燥床に排泥する。なお当該作業中、加圧ポンプは運転状態を保持する。ただし吸込口ピット清掃時のみ加圧ポンプを停止する。
 - イ ホース(4インチ)は企業局にて貸し出しするものとする。
- (5) 汚泥堆積量:令和5年度 約7cm、令和6年度 約5cm、令和7年度 約5cm

2 松陵配水池排泥作業

- (1) 作業内容:松陵配水池内の清掃・排泥作業を行う。
- (2) 対象床面積:約836m²
- (3) 実施時期:11月頃の予定(年1回) ※詳細は打ち合わせによる
- (4) 作業方法:作業前に天日乾燥床排水枡部分に角落しと防水用ビニールを取り付ける。
 - ア 配水池内を抜水した後、池内に降りて壁面、支柱、床盤を消防ポンプにて高圧洗浄を行いながら、人力にて堆積泥土をピットに集積し、サンドポンプで天日乾燥床に排泥を行う。洗浄水は、配管空気弁から工業用水をポンプにて吸い込み使用する。
 - イ なお当該作業は、バイパス管により受水企業へ給水しながら実施する。
 - ウ ホース(4インチ)は企業局にて貸し出しするものとする。
 - エ 汚泥堆積量:令和5年度 約9cm、令和6年度 約8cm、令和7年度 約12cm

3 除草作業

- (1) 作業内容:東泉ポンプ場、松陵配水池、送配水管路の除草を行う。
- (2) 対象除草面積:約26,171m²
- (3) 実施時期:5月、7月、9月頃に行うこと ※詳細は打ち合わせによる
- (4) 除草回数:年2回(②⑤⑥⑨⑩⑪⑬⑭)年3回(①③④⑦⑧⑫)
- (5) 作業方法:機械式除草機にて送配水管路上等14地点の除草を行う。
 - ア 除草のみ:(②⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑬)
 - イ 除草・集草運搬:(①③④⑫⑭)
 - ウ 運搬先:松陵配水池(②地点) 運搬距離:①1.6km ③1.1km ④2.4km ⑭6.4km

地図番号	対象場所	除草面積 1回当たり(m ²)	回数	除草面積 合計(m ²)
別紙1-①	東泉町地内(東泉ポンプ場)	2,534	3	7,602
-②	北千日堂前(松陵配水池)	7,205	2	14,410
-③	駅東二丁目地内(送水管路)	210	3	630
-④	東泉町一丁目地内(鉄道推進地点)	94	3	282

－⑤	宮海地内(羽陽前地点)	80	2	160
－⑥	宮海地内(本間ゴルフ前排泥弁)	16	2	32
－⑦	広田地内(京田川水管橋右岸地点)	109	3	327
－⑧	広田地内(京田川水管橋左岸地点)	81	3	243
－⑨	飯森山地内(空気弁等周辺3箇所)	84	2	168
－⑩	十里塚(川南テレメータ地点)	67	2	134
－⑪	あきほ町地内 (日本海総合病院弁室地点)	48	2	96
－⑫	東町一丁目地内(送水管路)	185	3	555
－⑬	宮海地内(日向川水管橋左岸地点)	55	2	110
－⑭	林内ポンプ場	711	2	1,422
合計	14地点	11,479		26,171

草の成長状態により実施面積、時期及び回数に変更あり。

4 東泉ポンプ場構内及び周辺側溝清掃

(1) 実施時期:6月頃に行うこと ※詳細は打合せによる(年1回)

(2) 作業内容:東泉ポンプ場構内及び周辺側溝の清掃を行う。

ア 敷地内:蓋有17m

イ 周辺側溝:蓋無72m、蓋有79m

5 東泉ポンプ場建屋内清掃

(1) 実施時期:6月、12月頃に行うこと ※詳細は打合せによる(年2回)

(2) 作業内容:東泉ポンプ場建屋内の清掃を行う。(窓ガラス磨き・サッシの清掃・ポンプ場内の掃除機による清掃等)

※ポンプや制御盤等の電気機械設備には触れないこと。

6 林内ポンプ場建屋内清掃

(1) 実施時期:6月、12月頃に行うこと ※詳細は打合せによる(年2回)

(2) 作業内容:林内ポンプ場建屋内の清掃を行う。(窓ガラス磨き・サッシの清掃・ポンプ場内の掃除機による清掃等)

※ポンプや制御盤等の電気機械設備には触れないこと。

7 東泉ポンプ場植木剪定

(1) 実施時期:9月までに行うこと ※詳細は打合せによる(年1回)

(2) 作業内容:東泉ポンプ場構内の植木の球形剪定を行う。

植木本数:25本

8 その他

(1) 加圧ポンプ井、松陵配水池の排泥作業に伴う抜水・充水のための弁操作は企業局が行う。
また、構内設備の操作を受注者が行う場合は、担当職員の立会いのもとで実施すること。

(2) 不明な点については、その都度担当職員と協議すること。